

平和創造の森公園維持管理計画作成業務委託 (H29)
応募要領

1. 事業の概要等

(1) 委託業務名

平和創造の森公園維持管理計画作成業務委託 (H29)

(2) 企画提案コンペの趣旨

平成 25 年度に策定した「沖縄県ファシリティマネジメント導入基本方針」に基づき、建築物及び設備、土木構造物等の公園施設の劣化損傷状況を調査し、施設評価及び維持管理計画等を整備することで、今後の計画的な費用の予算化及び適切かつ効果的な投資を図ることを目的とする。(詳細は、仕様書参照)

上記の目的の達成には、公園の維持管理計画に関する企画力や実行力等の能力を有する業者を選定する必要があるため、民間事業者から企画提案を募集する。

(3) 委託する業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から平成 30 年 2 月 28 日まで

(5) 予算額

業務委託料として、4,399,920 円(消費税含む)を上限として企画すること。ただし、金額は企画提案の目安であって、提案採択後、調整することがある。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 沖縄県内に本店を設置している法人であること。

(2) 過去 3 年以内に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と下記に示す類似業務を 1 回以上受託し、これらを全て誠実に履行した実績がある者。

《類似業務》

公園に関する業務のうち、劣化度調査業務、機能低下調査業務、長期保全計画策定業務、維持管理計画作成(策定)業務、長寿命化計画作成(策定)業務等

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。また、暴力団(沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年沖縄県条例第 35 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)

と関係を有している者でないこと。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は応募資格(1)(2)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(3)(4)(5)(6)の要件を満たす者であること。

3. 応募手続き等

公募から受託候補者選定までの実施手順(概要)は以下のとおり。

内 容	期日等
応募申請書の提出期限	平成29年 7月 27日(木)午後 5時まで
質問受付期間	平成29年 7月 27日(木)午後 5時まで
質問回答	平成29年 8月 1日(火)午後 5時まで
企画提案書等の提出期限	平成29年 8月 4日(金)午後 5時まで
第一次審査結果通知(書類審査)	平成29年 8月 7日(月)頃(予定)
第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	平成29年 8月 9日(水)頃(予定) 場所: 沖縄県庁内会議室(予定)
契約候補者選定結果の通知	平成29年 8月中旬~下旬頃予定

(1) 応募申請書の提出

- ア 提出期限: 上記のとおり。
- イ 提出方法: 応募様式第1号または第2号「応募申請書」に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出。
- ウ 注意点: 期限内に応募申請書を提出せずに、企画提案書のみを提出しても受け付けないので、申請者は必ず期限内に応募申請書を提出すること。

(2) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限: 上記のとおり。
- イ 提出方法: 持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出。

(3) 本業務に関する質問

- ア 受付期間: 上記のとおり。
- イ 提出方法: 質問票【様式1】に質問内容を記載のうえ E-mail により提出。
メール問合せの場合は、件名を「【質問】平和創造の森公園維持管理計画作成業務委託(H29)」とすること。

ウ 回答方法：沖縄県ホームページ公募ページ上で回答する。

(4) 契約候補者の選定方法

企画提案型業者選定審査委員会（以下、「委員会」という）による審査を経て、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(5) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

応募者が多数の場合は、提出された企画提案書等に基づき、委員会で資格や内容等の審査を実施し、第二次審査対象者を数社に選定する。

応募者が少数の場合は原則、第二次審査対象とする。ただし、提出書類に不備があった場合は失格となる場合がある。

結果については、応募者に通知する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施する。

実施場所：沖縄県庁内会議室（予定）

実施期間：上記のとおり。

注）場所、実施期間は予定であり、詳細は別途連絡する。

出席者：業務実施体制内の予定担当者の中から4名以内。

結果については、第二次審査対象者全員に通知する。

説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構わないが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象としない。

審査会場には、プロジェクター、スクリーンを用意する。

ウ 評価基準

審査方法は、第一次、二次審査ともに、評価委員ごとに採点を行い、合計点で最高点の企画提案書を最優秀企画提案とし、提案者を契約候補者とする。合計点が同点となる場合は、委員の協議により決定する。なお、一定水準（全体の6割程度）の点数を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(6) 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。なお、委託に関して必要な協議が合意に至らず契約が不調に終わった場合は、次順位以降の者を繰り上げてその者と契約できるものとする。

4. 企画提案書等の仕様

原則、A 4判縦長編綴り。なるべく両面コピー（色摺り可）とする。

文字サイズは、11ポイント以上とすること。

提出部数は、用紙媒体6部。

提出する企画提案書は1案に限る。

提出すべき企画提案書は次のとおりとする。

(1) 企画提案申請書【様式2】

(2) 会社概要【様式3】

(3) 業務実績【様式4】

過去5年間に受注した類似業務実績()を記入すること。

2.(2)《類似業務》とする。

業務実績については、契約書の鏡の写し及び業務概要がわかる資料(仕様書、業務計画書の写しなど)を添付すること。

(4) 業務実施体制【様式5】

業務全般は2名以上で構成し、そのうち統括責任者を1名配置すること。

(5) 予定担当者の経歴【様式6】

経歴に記載できる対象業務は、(3)に示す類似業務とする。

(6) 企画提案書【様式7】

ア 仕様書5.(1)~(6)の基本方針、業務提案とその業務手法について提案すること。

イ 仕様書記載の業務内容について、その他実施した方が良いと思われる作業などがあれば提案すること。また、不要と思われる作業があれば説明した上で提案すること。それぞれ予算額の範囲内で提案すること。

ウ イの提案により仕様書に記載以外の内容で良いと思われる内容があれば、発注者と協議の上、業務内容の変更は可能であるが、その場合、予算の範囲内の変更になるので注意すること。

エ その他、独自提案があれば提案すること。

(7) 費用見積書【様式8】【任意】

ア 限度額は1.(5)の範囲とする。

イ 費用の内訳書を別途添付すること(任意様式)。本業務は、「設計業務等標準積算基準書 平成29年度版(一般財団法人 経済調査会)」における土木設計業務等標準積算基準により業務にかかる一切の費用を見積もること。

ウ 人件費単価は「平成29年度設計業務委託等技術者単価(沖縄県土木建築部)」を適用する。

エ 費用見積書は、委託業務の妥当性を確認するための参考資料とするものであり、契約金額になるものではないことに留意すること。

(8) 共同企業体資格申請書【様式9】

共同企業体の場合は、共同企業体資格申請書及び共同企業体協定書(様式自由)を

提出すること。

(9) 誓約書 **【様式 1 0】**

5 . 留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係わる提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、県環境再生課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼン等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次点であった企業に業務委託先を変更する場合がある。

6 . 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

7 . 担当課（書類提出先）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 4 階

沖縄県環境部 環境再生課 緑化推進班

担当 : 町田、久田

受付時間 : 午前 9 時 ~ 午後 5 時 (土、日、祝祭日を除く)

電話 : 098-866-2064

F A X : 098-866-2497

E-mail : aa021100@pref.okinawa.lg.jp